

鳥取県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年4月15日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

就任した役員の氏名及び住所

理事 梶 川 和 生 鳥取市河原町高福87

平成23年3月26日就任 任期 平成25年3月31日まで